

## 伊和大神と伊和族

——兵庫県宍粟郡一宮町伊和中山1号墳と関連して——

福島好和

### はじめに

昨年9月、兵庫県宍粟郡一宮町伊和中山にある古墳群の伊和中山1号墳が全長約62mの前方後円墳（後円部高さ約6.5m、後円部径約40m）であることが確認され、墳頂の割石積み竪穴式石室から玉類・鉄劍・鉄斧・鉄ヤリ・鉄鎌などが出土し、さらに素環頭大刀が発見されたことが、『神戸新聞』に4日・13日の両日に報じられた。調査に当った垣内章氏は、仿製方格規矩獸文鏡の発見も加えて、この墳丘が4世紀後半代の築造であろうと報告されている。<sup>①</sup>

この古墳の発見は、播磨地方の考古学研究に重要な資料を加えたことはいうまでもないが、この遺跡のある地域一帯が、『播磨国風土記』に記す宍粟郡石作里に位置し、伊和大神を祭る伊和神社のある地である点で注目される。

私はこれまでに『播磨国風土記』の研究に少なからず関わってきた。その立場から考えると、伊和大神を信奉していた氏族と考えられる伊和族は、ある時期まで播磨地方においてかなりの勢力を有していた豪族であったことはまちがいない。しかし、その勢力の拡大過程や衰退過程については必ずしも明らかにすることことができなかった。

新聞報道によると、この古墳の発見によって、伊和族と大和朝廷の関係が明らかとなり、伊和族の勢力は、この古墳の地を本拠とし、4世紀後半代にはかなりの力を有していたかに報じられている。

しかし、この遺跡の調査報告は前出の新聞報道と調査担当者の若干の説明しか得ていない。したがってすぐさま考古学の成果を文献と比較検討することはできない。ただ、これを期に、もう一度『播磨国風土記』にみえる伊和大神やその信奉氏族である伊和族について検討してみる必要があるように思う。以下その検討を試みることとする。

なお、以下の論述は『赤穂市史』第一巻に記したものと、一部修正して記したものであることをお断りする。

### 1. 神名記事の分布

衆知のように『播磨国風土記』は地名説明を内容としている。したがって、これを基本に当国風土記全文を条文化すると242条に分けることができる。このうち、神の名がみえる記事（以下、神名記事という）は82条を数えることができた。このことは当記事が『播磨国風土記』の重要な伝承であることを顕著に示している。<sup>②</sup>

神名記事の分布を地域的にみた場合、風土記に記される10郡のうち1条もない印南部を除くと

表1のようである。つまり、各郡の記事全体の条文数に対する神名記事の割合をみると、宍禾・讚容・神前・託賀・美囊・賀毛・賀古・揖保・鶴磨の順になる。このような傾向に注意すると、播磨西北部の宍禾・讚容などに割合が大きく、揖保・鶴磨の播磨中心部の郡に割合が小さくなることがわかる。

また、神名記事の中に登場する神々を整理して、その神名数を数えると、神名記事の条文数に比して神名数の多い郡が揖保・鶴磨・神前・託賀・賀毛の5郡である。ここでは宍禾・讚容両郡の方が少なくなっている。これは前者の5郡が性格の異なる神々を地名説明の記事に多く登場させているのに対して、後者の2郡は同一神がしばしば登場するからである。

こうした分布の状態は、もちろん風土記編述者が神名記事を採択する際の方針によることも考えられようが、それぞれの地域における神々への関心の度合がうかがえるように思える。

すなわち、開発のすんだ播磨中心部には神名記事が少なく、かえって神名数が多いのは、過去において活躍した土地の神（それを信奉する氏族）よりも、新たに他地域から侵入した多くの神々に関心を寄せたためであり、やがて大きな勢力をもって進出してきた天皇および大和朝廷に関心が寄せられたためであろう。これに対して、宍禾や讚容のような郡では、新しい侵入者よりも、その土地の開発に寄与した地元の神に強い関心があったためと考えるべきであろう。

## 2. 5 神の分布

『播磨国風土記』に登場する神々の中で、もっとも多くの神名がみえるのは伊和大神である。それ以外では2郡以上に登場し、風土記の重要な内容に位置づけられる大汝・少日子根命・葦原志許乎命・天日槍命の4神の活動が目立つ。以下、この5神の分布をみながらその活動の特徴を述べよう。

表2によって明らかなように、5神のうちいずれかが分布している郡は、賀古・印南両郡を除く8郡である。このほか式内社には赤穂郡の伊和都比売神社が、伊和大神と何らかの関係があると思われ、この祭神伊和都比売神は明石郡の式内社伊和都比売神社（現、伊弉册神社）の祭神にもみえる。播磨国12郡中これら5神とのかかわりがまったく認められないのは、やはり賀古・印南の両郡のみとなる。

郡別にみた場合、5神すべてを記す揖保郡、葦原志許乎命を欠くが4神を記す神前郡がこれらの神々の活動を記している。播磨中央部の鶴磨郡は伊和大神・大汝命2神の記載しかなく、その記事の多くはこれら2神の系譜的記述となっている。宍禾郡は神名記事の多い郡であるが、伊和大神・葦原志許乎命・天日槍命3神の記述が多くて特徴的である。讚容郡は伊和大神だけに限って記し、宍禾郡に隣接する地域として注目されよう。同様に1神のみ記している郡としては、託

表1 『播磨国風土記』にみえる神名記事

郡名	条文数	神名事	神名数
賀古郡	8	2	3
印南郡	11		
鶴磨郡	37	7	12
揖保郡	69	17	16
讚容郡	19	9	7
宍禾郡	25	19	7
神前郡	21	9	10
託賀郡	20	8	9
賀毛郡	24	8	8
美囊郡	8	3	5
計	242	82	延べ 77

賀郡の伊和大神・賀毛郡の大汝命、美嚢郡の大物主葦原志許（「平命」2字を欠く）がある。これら3郡は播磨東部山間地域で隣接している。

次に5神の分布を個別にみると、伊和大神が最も広く分布し、多いものから宍禾・揖保・讚容・神前・託賀・餛磨の順となる。ほかに明石・赤穂両郡の伊和都比売神も同

表2 『播磨国風土記』にみえる5神の分布

神名		賀印 古郡	餛磨 南郡	揖保 磨郡	讚容 保郡	宍禾 容郡	神前 禾郡	託賀 前郡	賀毛 賀郡	美嚢 嚢郡	計
伊和大神	伊和大神（大神）					3	3	9	1		16
	伊和大神の妻子					2	4	2	3	1	14
大汝命	大汝命 (大汝少日子根命)					2	2	1	3		8
	大汝命の妻子					2					2
	小日子根命 (小日古尼命、小足命)					2		1			3
	葦原志許乎命 (葦原志挙乎命)					1		4		1	6
	大物主葦原志許										
	天日槍命（天日梓命）					1		6	2		9

神の系譜に含まれるとすると、12郡のうち8郡が何らかの形で関係づけられる。

なかでも宍禾郡は伊和大神の分布がもっと多く、同神の中心地は同郡にもとめられるようである。伊和大神はまた天日槍命と相並ぶ神（協調または対立する神としてみえる場合をいう）としてみえ、それは宍禾・神前両郡に認められる。

『播磨国風土記』に伊和大神に次いで多く記される神は、大汝命である。この神の場合、少日子根命と相並ぶ神としてみえ、揖保・神前両郡にみえる。餛磨郡の場合、大汝少日子根命と記し日女道丘神と相並ぶのは、大汝命と少日子根命がやがて1神に同化されたものであろう。賀毛郡では大汝命1神が単独に記される例が3例もあり、他地域と異なった特徴を示している。

相並ぶ神としてもうひとつの例は、葦原志許乎命と天日槍命である。この2神が並び記されるのは、揖保・宍禾の両郡であり、宍禾郡にもっとも多い。もちろんこれらの神もそれぞれ単独に記される場合がある。宍禾郡ではこの両神がそれぞれ単独に、また、神前郡では天日槍命が単独に記されている。ただ美嚢郡の場合は大物主葦原志許とみて、餛磨郡の大汝命と少日子根命の場合と同様、2神が同化したとも思えるが、『古事記』や『日本書紀』に記す神統譜からみて、大物主神と葦原志許乎命は同一神であり、本名と別称の関係であるため、それが風土記では1神のように記されたのであろう。

天日槍命の場合、すでに伊和大神や葦原志許乎命と相並ぶ神としてみえると述べたが、天日槍命自身単独で記される例も宍禾・神前両郡にみえる。ただ『播磨国風土記』においては、天日槍命と伊和大神、天日槍命と葦原志許乎命の関係が土地をめぐる争い、すなわち土地占有伝承である点が特徴的で注目されよう。

また、この3神の関係は大汝命と少日子根命との関係に対応し、大汝命が少日子根命とのみ相並ぶのに対して、伊和大神と葦原志許乎命の場合、天日槍命とは相並ぶ神であるが、伊和大神と葦原志許乎命とは決して相並ばない。しかもこうした記述が宍禾郡に集中しながら、播磨地方の大半の郡でも何らかの関係で伝承されている。

### 3. 伊和大神と妻子の神

さて、伊和大神は播磨地方に広く分布する神であり、伊和大神自身の活動はもちろんのこと、大神と系譜的につながる妻子の神の活動もみえるのが特徴的である。しかも土地占有をめぐる伝承が多く、なかでも天日槍命との関係は特に注意しなければならない。まず、伊和大神と妻子の神を中心にその伝承の特徴を記してみよう。

伊和大神が広く播磨地方に分布していることは、いったい何を意味しているのだろう。それは端的にいえば、伊和大神を信奉する人々の生活範囲を示すことになるのだが、こうした集団つまり氏族（以下、伊和族という）の勢力範囲を意味する。しかし、このような氏族の勢力はいきなり大きくなつたのではない。そこでこの伊和族の本拠地と勢力拡張の過程が問題となるのである。

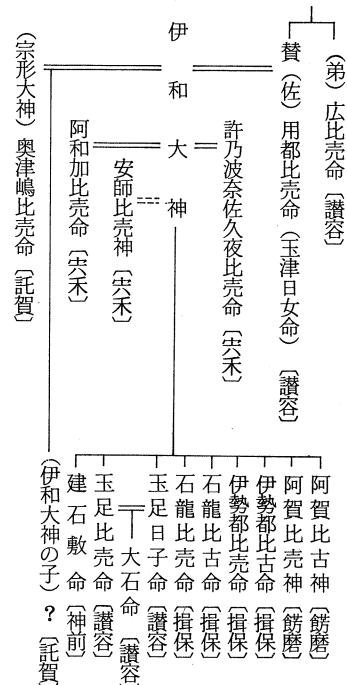
従来、伊和族は『播磨国風土記』にみえる伝承からみて、出雲系の神を信奉する集団が揖保川上流の宍粟郡（現在、宍粟郡一宮町に式内社伊和神社がある）を本拠地とし、しだいに勢力を得て南下し、鎌磨郡に至って広く播磨地方に勢力を拡張したと考えられていた。確かに風土記の内容からみて、またその分布状態からみて、これは捨て難い説である。

しかしこれに対して、『兵庫県史』第1巻ではまったく逆の考えが提示されている。つまり、宍禾・揖保・鶴磨郡を中心に播磨全域に勢力を持っていた伊和族は、おそらく5世紀ごろに大和朝廷の勢力に圧倒され、新たに播磨の中央に勢力をもった大和朝廷と深い関係のある佐伯直が播磨国造に任命され、伊和族と佐伯直との勢力の交代、すなわち国譲りが行われたとし、伊和族の勢力後退を意味すると考えている。この説は大和朝廷の播磨進出という視点からみた考え方であり、佐伯直の播磨国造としての勢力からみれば確かに説得力がある。しかし、播磨西部を中心とする伊和族の勢力は、どのような過程でできたのであろうか。

『龍野市史』第1巻は、『兵庫県史』の説を次のように解釈している。伊和族はもともと飫磨郡伊和里を本拠とする集団で、市川流域のこの地域から揖保川流域や千種川流域を支配していた集団を次々に征圧して、播磨西半部を支配するようになったと解して、その後の伊和族の後退については、大和朝廷の強大な勢力が播磨に及んで、伊和族は山間部である現在の宍粟郡一宮町に隠退したとしている。これは『兵庫県史』の説をより具体化した考え方であり、従来の説とは反対の新しい説である。

ところで、こうした考え方の根拠のひとつとして、伊和大神自身の伝承以外に、伊和大神とその妻子の神の関係を示す伝承があることが指摘されている。これは『播磨国風土記』の14例のうち16神、さらに明石・赤穂両郡にある式内社の伊和都比売神社の祭神を伊和大神の姫神またはみ子神と考えると18神となる（表3参照）。

表3 『播磨国風土記』にみえる  
伊和大神の系譜



[注] == は婚姻関係 ---- は娶詠

#### 4. 伊和大神の婚姻伝承

これによってわかるように、伊和大神と婚姻関係を記すのは4神で、伊和大神が娶誂（求婚）して固辞されたとする安師比売神を加えると5神となる。これら比売（姫）神は、宍禾郡安師里（安富町）安師川の安師比売神、宍禾郡石作里（一宮町・山崎町）阿和賀山の阿和加比売命、宍禾郡雲箇里（波賀町）の許乃波奈佐久夜比売命、讚容郡讚容里（佐用町）の贊（佐）用都比売命（別称玉津日女命）、託賀郡黒田里（黒田庄町）袁布山の宗形大神奥津嶋比売命である。

これら5神のうち、託賀郡の奥津嶋比売命は伊和大神のみ子神を懷妊したという伝承で、この神は『古事記』や『日本書紀』にみえる宗像三女神のひとつと同神である。三女神とは『古事記』では天照大御神と須佐之男命との誓約によって生まれた、多紀理毘売命（別称、奥津島比売命）・市寸島比売命（別称、狭依毘売命）・多岐都比売命をいう。また同書には大国主命と多紀理毘売命との間に阿遲鉢高日子根命が生まれたとし、このみ子神は賀茂大御神だとある。これは宗像氏と賀茂氏がともに出雲系の神を信奉する同族であることを示すもので、託賀郡を含む播磨東北部が針間鴨国造の勢力圏であることを考えあわせると、針間鴨国造も賀茂氏と同族で、『古事記』に記すのとほぼ同じような伝承を伝えていたと考えてよいようである。

播磨西部の宍禾郡や讚容郡にみられる伊和大神と比売神の婚姻伝承は、土地占有伝承として特徴的である。宍禾郡の安師比売命は伊和大神の娶誂を固辞したため、安師川の水源を大神が塞いだとある。このことから安師川流域の勢力と伊和族の争いを想像することもできよう。同じ郡の阿和加比売命は北接する但馬国朝来郡に式内社粟鹿神社（山東町）があり、おそらくこれと関係のある神と考えられる。そうするとこの地域に勢力をもっていた神直との関係を想定させる。同じ『播磨国風土記』の神前郡 岡里（市川町・神崎町・大河内町・生野町）粟鹿川内の条は地理的な関係を説明しているが、但馬国朝来郡粟賀一帯に勢力をもっていた神直が、播磨西部に勢力をもつ伊和族と接触することも十分考えられよう。讚容郡の贊容都比売命の場合、讚容郡全域に伝承をもつ。式内社佐用郡比売神社は同神を祭神とするが、おそらく千種川上流一帯に勢力をもつ集団の祖神であろう。伝承によると、この神は伊和大神と国占を競ったとし、贊容都比売命が大神に先だって稻を植えたので、大神はよそへ去ったというのである。これも土地占有伝承であり、播磨西部の婚姻伝承は単なる婚姻をめぐる説話ではないことがわかる。

このようにみていくと、託賀郡の伝承と播磨西部の伝承は、播磨西部に本拠をもつ伊和族と、播磨東北部に勢力をもつ針間鴨国造とが同じ出雲系の神を信奉する集団として同族意識をもつようになった時期に結合し、託賀郡のような伝承が生まれたと考えてよいようである。

さてみ子神に転じてみると、飫磨郡英賀里（姫路市）の阿賀比古・阿賀比売の2神、揖保郡林田里（姫路市林田町）伊勢野の伊勢都比古命・伊勢都比売命の2神、揖保郡出水里（龍野市）美奈志川の石龍比古命・石龍比売命の2神、讚容郡雲濃里（三日月町・南光町）の玉足日子命・玉足比売命およびそのみ子神大石命、神前郡高岡里（福崎町）神前山の建石敷命がある。

これらみ子神の伝承の特徴は、比古・比売2柱の神が相並んでいる点にある。また揖保郡出水里美奈志川の石龍比古命と石龍比売命は大神と安師比売神とにみたような水争い伝承がある。おそらくこれらみ子神も土地占有伝承の主人公として活動していたと考えることができよう。

## 5. 伊和大神と天日槍命

一般に伊和大神は出雲系の神である大汝命や葦原志許乎命と同神と考えられている。たしかに『播磨国風土記』の中には同一神と思わせるような記述がないではないが、明確に同一神とみつけるわけにはいかない。そこで、伊和大神らと対立する天日槍命についてみながら、この問題を考えてみよう。すでに表2に示したように、天日槍命に関する伝承は9例ある。それは①揖保郡揖保里（龍野市）粒丘の条、②宍禾郡比治里（山崎町）川音村の条、③同里奪谷の条、④同郡高家里（山崎町）の条、⑤同郡柏野里（山崎町・佐用郡南光町）伊奈加川の条、⑥同郡雲箇里（波賀町）波加村の条、⑦同郡御方里（一宮町）の条、⑧神前郡多駄里（姫路市山田町、福崎町）梗岡の条、⑨同里八千軍の条である。

これらの内容に注意してみると、天日槍命自身が単独に記されているのは②・④・⑨の3例で、これらは天日槍命と地名の関係を説明するにとどめている。残る例に注意してみると、相並ぶ神として葦原志許乎命と伊和大神が記されていることがわかる。前者の例は①・③・⑤・⑦の4例で、後者は⑥・⑧の2例である。

天日槍命と葦原志許乎命とが相並ぶ場合をみると、①に「粒丘と号くる所以は、天日槍命、韓國より度り来て、宇頭の川底に到りて、宿処を葦原志許乎命に乞はししく」とあって、天日槍命が「韓國」より渡来してきたという。そして、葦原志許乎命と国占めを行ったというのである。③の場合は、2神が谷を奪いあったという単純な話であるが、これも国占めであろう。⑥も単純な地名説明ではあるが、2神の国占めの時としているし、⑦は2神の国占めが具体的となる。つまり、2神が国土を占有するため呪術を行ったところ、天日槍命の国土は但馬国の伊都志（出石郡）に決まったので、その地へ行ったというのである。

揖保郡から宍禾郡にかけての天日槍命と葦原志許乎命の国土占有伝承にはひとつの連続した話の内容になっている。つまり、はじめ天日槍命は韓國から渡来して、揖保郡の宇頭川（揖保川）の河口に到着し、当地の神葦原志許乎命と対立した。2神の争いはしだいに揖保川流域を北へ進み、やがて宍禾郡御方里に到って最後の国占め争いを行った。そして葦原志許乎命は宍禾郡に、天日槍命は但馬国出石郡にそれぞれ定着したというのだろう。

ところで、こうした伝承の中に、天日槍命は伊和大神とも国占めを行ったとある。1例は宍禾郡雲箇里波加村の条で、天日槍命と伊和大神が国土占有の争いを行ったところ、天日槍命が先に占めたという話である。もう1例は神前郡多駄里梗岡の条で、ここでは2神が戦争をしたといい、伊和大神がその時、米ぬかで城をつくったという話である。もっとも後者の伝承には、この2神とは関係のない別の伝承があるので、この伝承は後代にできたのかもしれない。そうであるなら、天日槍命と伊和大神との国土占有伝承が宍禾郡の1例のみとなることが注目されよう。

『播磨国風土記』では、葦原志許乎命と伊和大神とは区別している。とくに宍禾郡においては、この2神の伝承が他郡よりはるかに多いのに、2神が同神であるような記事は1例もない。また、天日槍命が国占めに関係する伝承では、葦原志許乎命と対立するのが通例である。ところが天日槍命が伊和大神と対立する記事がただ1例のみ宍禾郡にあるのは、単に例外として見過すことはできない。

おそらく、葦原志許乎と伊和大神の伝承はそれぞれ別のものであり、風土記の編述者もそれを忠実に記すことに心がけたに違いない。しかし、すでに風土記成立期にはこの2神が同神とするのは一般的であり、風土記の編述者にもそうした潜在意識があったため、伊和大神が天日槍命と対立する話が混在してしまったのであろう。天日槍命伝承は、『古事記』や『日本書紀』にもみて、その内容を比較すると、いくつかの問題を含んでいる。いまこれらについては述べることはできないが、『播磨国風土記』だけをみても、播磨国における開発過程の一様相を呈しているのである。<sup>③</sup>

### おわりに

以上、伊和大神について『播磨国風土記』から考察できる諸点を示してみた。このことによつて知ることができるのは、伊和大神の土地占有伝承が播磨西部に多く、それは大和勢力の播磨進出以前の土地開発過程を物語るものであるようだ。

伊和大神を信奉する伊和族は、その本拠をどこにおいたかが問題であるとしても、播磨西部を中心として広く播磨全域にひろまっていたのは事実である。おそらく、その本拠は揖保川流域の広い範囲を考えてよいようだ。『播磨国風土記』宍禾郡比治里の条に「比治と名づくる所以は、難波長柄豊前天皇（孝徳天皇）のみ世、揖保郡を分ちて、宍禾郡を作りし時（下略）」とあるように、揖保川流域は揖保・宍禾両郡の広い地域をひとつに考えられていたことからもいえそうである。

この伊和族の勢力がいつ頃からこの地域を本拠としたかは文献のみでは明らかにできない。今回の発掘調査の詳しい報告と、揖保川流域における遺跡調査がさらに進められることを期待したいと考える。

### ＜註＞

- ① 『兵庫県の歴史』22の口絵写真および解説
- ② 『播磨国風土記』にみえる神名記事の全容については、拙稿「播磨国風土記における神名記事の分布について」（本位田重美先生定年記念事業会『地域と文化』1977.3、所収）に詳述している。
- ③ 天日槍伝承については、拙稿「播磨国風土記の天日槍命伝承」（『兵庫県の歴史』21）を参照。